



八王子市

令和2年度（2020年度）住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業補助金のご案内

空き家を **住宅確保要配慮者専用賃貸住宅*** として登録する賃貸人に

改修費 1戸当り最大250万円 を補助します。

※住宅確保要配慮者専用賃貸住宅
入居者の資格を住宅確保要配慮者（配偶者等含む）に限る賃貸住宅です。規模、構造、設備等について一定の基準に適合する必要があります。事業を行う者（賃貸人）が「セーフティネット住宅情報提供システム」から登録します。

補助金額 最大 250 万円[1戸（室）当り] ※1棟当り10戸（室）まで

補助率 対象工事費の2/3

上限額 **A** バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更、子育て世帯対応改修又は 200万円
防火・消火対策を含む工事を実施する場合

B 調査において最低限必要と認められた工事、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が必要と認める工事又は対象工事に係る調査設計計画（インスペクション含む。）のいずれかのみを実施する場合 100万円

加算額 高齢者又は障害者の専用住宅として賃貸する場合は、上限額に加えて、対象工事費の1/6、**50万円**（**B**の工事の場合は25万円）以内の加算があります。

交付の例

工事等パターン	補助上限額	補助額と自己負担のイメージ
1 A の工事を実施して高齢者・障害者専用住宅として賃貸（補助率5/6）	250万円	補助上限 250 万円【最大】 自己負担 50万円
2 A の工事を実施して家賃補助対象住戸として賃貸（補助率2/3）	200万円	補助上限 200 万円 自己負担 100万円
3 B の工事を実施して高齢者・障害者専用住宅として賃貸（補助率5/6）	125万円	補助上限 125 万円 自己負担 25万円
4 B の工事を実施して家賃補助対象住戸として賃貸（補助率2/3）	100万円	補助上限 100 万円 自己負担 50万円

対象となる工事

- 1 バリアフリー改修工事
- 2 耐震改修工事
- 3 間取り変更工事
- 4 子育て世帯対応改修工事
- 5 防火・消火対策工事
- 6 調査において最低限必要と認められた工事
- 7 住宅確保要配慮者居住支援協議会等が必要と認める工事
- 8 上記工事に係る調査設計計画（インスペクション含む。）

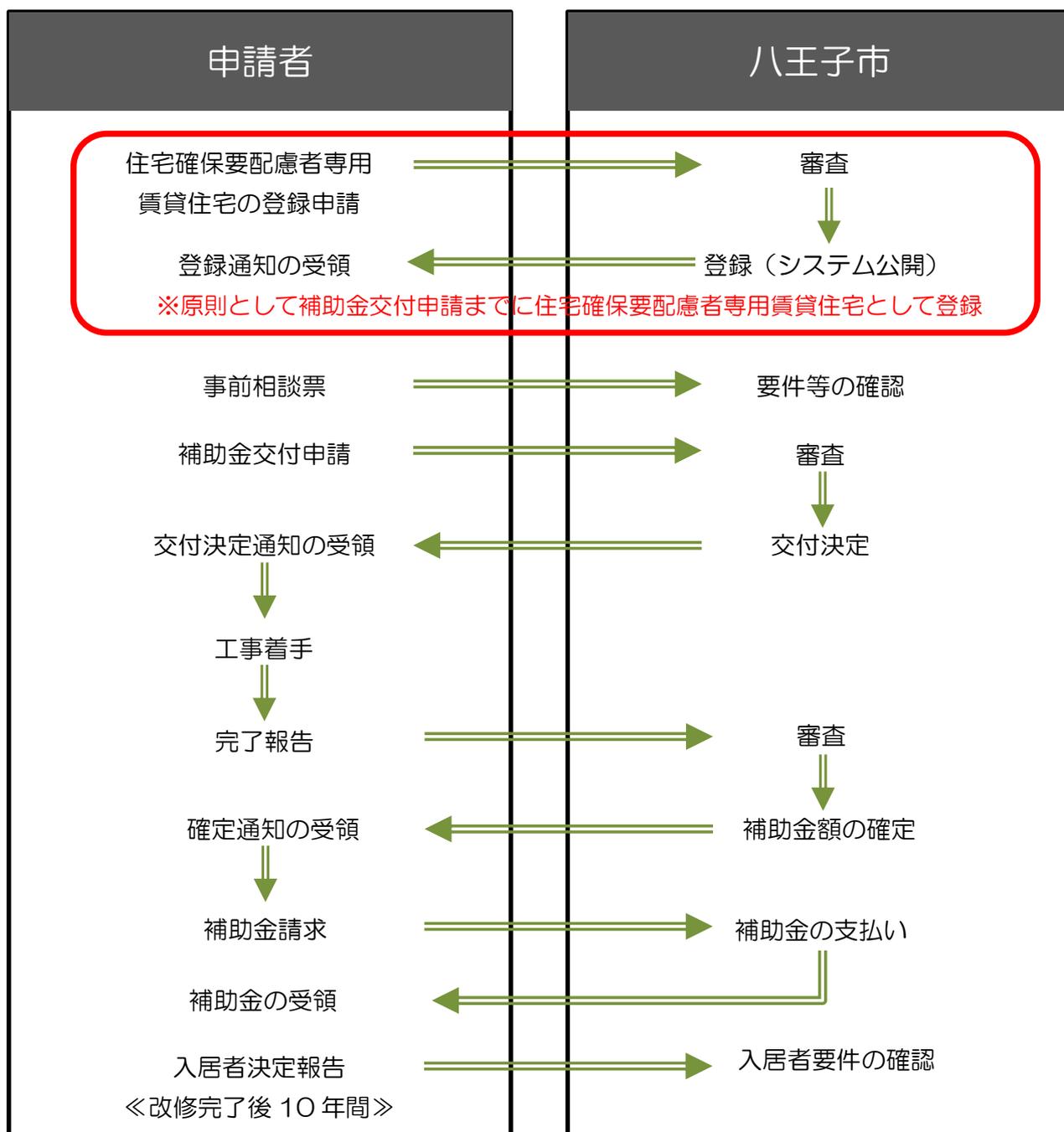
対象となる住宅の主な要件

- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録すること。
- 空き家であること。
- 建築基準法等に適合するもの。
- 昭和56年6月1日以降に着工した建築物（耐震改修工事をする場合は除く）。
- 台所、水洗便所、収納設備及び浴室を有するもの（改修工事完了後に有することとなる場合も含む）。ただし、家賃補助対象住戸とする場合は洗面設備を有すること。
- 床面積が25㎡以上（改修工事完了後に25㎡以上となる場合を含む。）であること。

改修工事を実施した登録住宅の主な要件

- ・改修工事完了の日から 10 年間は、高齢者専用若しくは障害者専用の住宅として賃貸すること又は家賃補助対象住戸として賃貸すること。
- ・登録事業者等及び所有者の三親等以内の親族が入居しないこと
- ・周辺の家賃相場の額以下にすること。
- ・入居世帯の収入が高齢者又は障害者の専用住宅として賃貸する場合は 38 万 7 千円以下、家賃補助対象住戸として賃貸する場合は 15 万 8 千円以下であること。
- ・入居者が不正の行為によって入居した時は賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること

手続きの流れ



※調査設計計画（インスペクション含む。）と改修工事を行う場合
調査設計計画（インスペクション含む。）の補助完了後に改修工事の補助申請を行うことが可能ですが、同年度内にどちらも完了することが必要です。
この場合の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の登録は、遅くとも調査設計計画（インスペクション含む。）の補助完了報告前までに完了（登録通知を受領）することが必要です。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616
〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1